

第9弾

宇和島市地域と
つながる商品券

取扱店

商品券利用期間

令和8年4月16日(木)~10月31日(土)

当店では「宇和島市地域とつながる商品券」の
共通券・応援券の両方が利用できます



【商品券利用に関する注意事項】

※次に該当するものには利用できません。

- ①不動産や金融商品
(土地建物等及び株式、証券、保険、宝くじ等の金融商品など)
- ②たばこ ※加熱式たばこ等の本体の購入は可能。
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号で定める営業店(例:麻雀、パチンコ、ゲームセンター等)並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う者において提供される役務
- ⑤国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑥その他市長が不相当と認めるもの

※その他、以下の行為はできません。

- 商品券の交換又は売買、現金との交換、金融機関への預け入れ、事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等への支払い
- 現金との交換はいたしません。又、利用の際おつりは出しません。
- 利用期間を過ぎての利用はできません。
- 盗難、紛失又は滅失等の場合は、発行者はその責任を負いません。

お問い合わせ先

宇和島市地域とつながる商品券事業実行委員会
事務局(宇和島市役所商工観光課商工係)
〒798-8601 宇和島市曙町1番地
電話:0895-49-7087 FAX:0895-25-4907
メール:shoko2@city.uwajima.lg.jp



宇和島

ココロまじわうトコロ